正しい知識で

鶏を健康に飼いましょう

＝安全・安心な鶏肉・鶏卵を生産するために＝

目　次

1　鶏の衛生的な飼い方のポイント ―― 1
（飼養衛生管理基準について）
2　鶏の主な伝染病 ―― 4
ニューカッスル病について
高病原性鳥インフルエンザについて
サルモネラ症について
コクシジウム症について
3　高病原性鳥インフルエンザの侵入を防ぐために ―― 7
4　ニューカッスル病生ワクチンの接種について ―― 8
5　動物用医薬品について ―― 9
6　消毒について ―― 9
7　堆肥の管理について ―― 10
8　卵の表示について ―― 11

本小冊子は、鶏を飼うときに注意しなければならない基本的な衛生管理について、養鶏農家の皆さんが必要とする情報をまとめたものです。より詳しいことをお知りになりたい場合は、お気軽に家畜保健衛生所へ御相談ください。

また、伝染病を疑うような場合は、すみやかに家畜保健衛生所へ届け出てくださるようお願いします。

1　鶏の衛生的な飼い方のポイント

(1)　飼養衛生管理基準について

農林水産省では、食品の安全性確保のため、家畜伝染病予防法で家畜の所有者が守らなければならない「飼養衛生管理基準」を定めています。

養鶏農家の皆さんの生産段階における日常の適正な衛生管理が、おいしくて安全な卵や鶏肉の生産につながります。

農林水産省令で定められた家畜の「飼養衛生管理基準」は、次の10項目です。

1　畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。

飼養環境中に家畜の伝染病の病原体があることを想定し、これをなくすことによって、病原体の家畜への感染を防止することを目的としています。飼養環境を常に清潔に保つことが必要です。

2　畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。

人の体、衣服、靴などに家畜の伝染病の病原体が付着して病気がひろがるのを防ぐことを目的としています。

鶏舎の出入口には踏み込み消毒槽を設置し、出入りの際には長靴や手指の消毒を徹底しましょう。踏み込み消毒の際には、ブラシなどを使って長靴の汚れをよく落とした後、出来るだけ長く（少なくとも１分間）消毒槽につかることが大切です。

踏み込み消毒槽の薬剤を頻繁に交換することや、消毒槽へのホコリや雨水の混入、直射日光を防ぐことなどにも注意してください。

3　飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。

家畜やねずみ、野鳥の排泄物などに病原体が含まれていることを想定し、これらが飼料や水に混入して、伝染病がひろがるのを防ぐことを目的としています。

鶏の飲用水には水道水又は消毒した水を与えましょう〔消毒には塩素（塩素濃度は0.1ppm以上）またはオゾンを用いる〕。

地下水を用いる場合には、ポンプアップ時に塩素剤を添加するか貯水タンク内に塩素玉を吊して消毒しましょう。

4　他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。

導入家畜が万一伝染病にかかっていた場合、その病原体をひろげる危険性があるため、これを防ぐことを目的としています。

5　他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。

人や車両が農場内に伝染病の病原体を持ち込む危険性があるため、これを防ぐことを目的としています。

6　畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。

伝染病の中には、ねずみ、野鳥、はえ、蚊などによって、その病原体がひろがるものもあることから、この感染経路をしゃ断することを目的としています。

鶏舎への野鳥の侵入を防止するため、2㎝角以下の網目の防鳥ネットを張りましょう。ネットの破損部及び鶏舎に隙間等がある場合には、修繕を行い、野鳥の侵入防止に努めてください。

また、ねずみの侵入を防止するため、定期的なねずみの駆除、鶏舎の補修を行いましょう。

7　家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。

この規定は、家畜の移動に伴い伝染病の病原体がひろがるのを防ぐために、出荷する際に行う衛生管理です。

8　家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

家畜の病気の早期発見と早期回復により、伝染病の発生予防と適切なまん延防止を目的としています。

産卵率の低下や死亡羽数の増加がないかどうか、毎日、飼養家きんをよく観察し、記録を付け、異常が認められた場合は最寄りの家畜保健衛生所まで御連絡ください。

9　家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

過密な飼養が家畜に過大なストレスを与え、病気にかかりやすくなることを防ぐために行います。

10　家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

この規定は、家畜の所有者が発生予防の知識の習得に努め、適切な衛生管理を行うことを目的としています。

(2)　注意すべき飼養環境

ア　夏は30℃以上にならず、風通しを良くし、直射日光があたらないよう、よしずなどで工夫する。
冬は０℃以下にならず、強い風が吹き込まないようにする。

イ　平飼いする場合は、３羽で１㎡ぐらいとし、湿気が少ない、水はけの良い環境にする。
　また、水入れはひっくり返されないずっしりと重いものにする。
　遊び場として、片すみに木箱を置き中にきれいな乾いた砂を入れる。砂浴びといって、土の上で羽や体をこすりつけ、羽の中にいるダニを落とすためと考えられています。

ウ　はじめて鶏を飼う前に、飼養環境の消毒をしましょう。その方法の一つとして、消石灰を地面にまいてください。

エ　鶏は歯がないため、筋胃の中の砂粒がえさをすりつぶしています。そこで、土の上での飼育では土の中から自分で砂粒を摂れますが、ケージ飼いのときは、えさのほかに比較的粗い川砂粒を与えます。

オ　梅雨どきや夏場は、えさが腐りやすいので、前に与えて残ったえさは捨て、器をきれいにして新しいえさを与えましょう。

カ　水は毎回取りかえてください。
　鶏は少しずつ水を飲む習性があるので、水を切らさないよう注意してください。

キ　いつも飼育場を清潔にし、ふんの色や軟らかさに注意し、鶏の健康状態を観察してください。
　また、トサカの色にも注意してください。健康な鶏は光沢があり、トサカに張りがあります。

2　鶏の主な伝染病

(1)　ニューカッスル病について

◆ 概要

多くの種類の鳥類に発生し、本病は世界中に分布しています。日本でも、ワクチン未接種の愛玩鶏などを中心に散発的に発生が認められています。

◆発生状況

2002	戸/羽数	2003	2004	戸/羽数	2005	戸/羽数	2006	戸/羽数	2007	戸/羽数
青森	1/128	発生なし	福岡	1/2,822	福岡	3/537	福岡	4/500	富山	1/30
宮城	1/32									
福島	1/200									
三重	1/3									
岡山	2/24,293									

◆ 原因はなに？症状は？

ニューカッスル病ウイルスの感染によって起こる病気で、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

この病気に感染すると、呼吸器症状、緑色下痢便、神経症状など様々な症状を示します。致死率が非常に高い病気です。

←脚麻痺と頚部捻転

◆ 感染・伝播様式

ニューカッスル病に感染した鳥との接触や汚染した飼料・水などの摂取及び汚染塵埃などの吸入による空気伝播で、呼吸器や消化器粘膜から感染します。

◆ どうやって予防すればいいの・・・？

ワクチンによって予防できます。また、一般的な衛生管理の励行あるいは野鳥の侵入防止によって、ウイルスの侵入を防ぐことができます。

(2)　高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

◆ 概要

1983年にはアメリカで大流行し、それ以降も世界中で鳥類に多大な被害を及ぼしており、海外の発生地域では人への感染が報告されています。日本では、2004年に山口県、大分県、京都府で７９年ぶりに発生しましたが、感染の早期発見と摘発とう汰によって、被害を最小限にくい止めることができました。2005年には茨城県で弱毒型のＨＰＡＩが多発し、約500万羽の鶏が処分されました。2007年には強毒型が宮崎県と岡山県で発生するなど、現在最も恐れられている鶏の病気です。

◆ 原因はなに？症状は？

A型インフルエンザウイルスの感染によって起こる病気で、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

この病気に感染すると、肉冠、肉垂、顔面及び脚鱗部の浮腫とチアノーゼなどの症状を示し、急死します。

肉冠の出血・壊死

顔面の浮腫

急死した鶏

◆ 発生状況

2004	戸／千羽	2005※	戸／千羽	2006	2007	戸／千羽
山口	1／35	茨城	40／3,260	発生なし	宮崎	3／155
大分	1／14羽	埼玉	1／98		岡山	1／12
京都	2／275					

※：弱毒タイプ

◆ 感染・伝播様式

世界中の野鳥（特にカモ）からA型インフルエンザウイルスが分離されています。野鳥を介して鶏に伝播します。

◆ どうやって予防すればいいの・・・？

野鳥、七面鳥及び水きん類と鶏との接触を防ぐこと、オールイン・オールアウト、消毒、人、飼料、車両及びその他の機材の衛生管理を徹底することが重要です（詳しくは７ページを御覧ください）。

(3)　サルモネラ症について

◆ 概要

サルモネラ症はサルモネラという細菌によって引き起こされる人獣共通感染症です。食中毒に関係しており、食の安全の面からも重要視されています。

◆ 発生状況

2003	戸／羽数	2004	戸／羽数	2005	戸／羽数	2006	戸／羽数
富山	1／1	岡山	1／4	岩手	1／7	山口	2／10
沖縄	1／1	三重	1／7	宮城	1／5	岡山	1／5
		佐賀	1／44			長崎	1／24
		群馬	1／4				

※夏季に多い傾向にあります。

◆ 原因はなに？症状は？

鶏の家畜伝染病（法定伝染病）であるひな白痢及び鶏チフスの原因菌以外のサルモネラ（*Salmonella* Enteritidis及び*Salmonella* Typhimurium）によって起こる病気で、届出伝染病に指定されています。

ひなでは敗血症を起こし、２週齢までには死亡します。通常、成鶏の保菌鶏は無症状で、食中毒を起こしうる保菌卵を産みます。

◆ 感染・伝播様式

介卵感染、汚染飼料、汚染環境によって伝播します。特に、畜舎環境に生息する保菌動物、ねずみや野鳥類には注意が必要です。体内で菌を増やし、ふん便中に排泄し、畜舎環境を汚染するからです。また、保菌鶏がストレスを受けることによって発症することもあります。

◆ どうやって予防すればいいの・・・？

洗浄・消毒、人、飼料及び各機材の衛生管理を徹底することが重要です。また、ねずみの侵入防止対策や鶏にストレスを与えない飼養を励行することで予防することができます。

(4)　コクシジウム症について

◆ 概要

主に平飼いの鶏舎で発生しますが、近年では多段式ケージの採卵鶏でも発生が報告されています。

◆ 原因はなに？症状は？

アイメリア（*Eimeria*）属という寄生虫によって起こる病気です。鶏の疾病の中で最も被害が大きいものの一つです。平飼いの鶏舎で発生しやすい特徴があります。

この病気は、血便などの下痢、貧血、食欲不振などの症状を示し、死亡することもあります。鶏の日齢、性別、品種に関係なく発生します。

◆ 感染・伝播様式

糞便中のオーシストの経口摂取によって感染します。

◆ どうやって予防すればいいの・・・？

各種合成抗コクシジウム剤が予防薬として使用できますが、採卵鶏では10週齢まで、ブロイラーでは出荷５～16日前（薬剤により異なります）までしか使用できません。対策として、感染源であるオーシストの熱湯による加熱消毒が最も有効です。オーシストを鶏舎内に持ち込まないような飼養衛生管理が重要です。

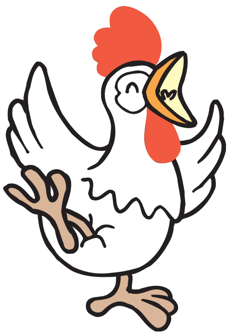

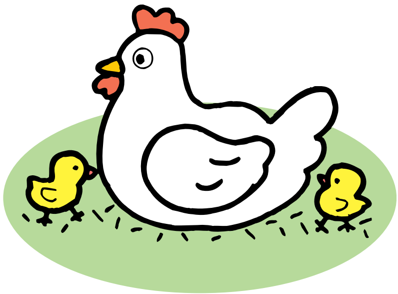

3　高病原性鳥インフルエンザの侵入を防ぐために

鳥インフルエンザウイルスの自然宿主は、シベリア等で繁殖する鴨などの水鳥と考えられています。我が国は、鴨、がん、白鳥などの渡り鳥の越冬場所であり、また渡りのコースともなっているため、ウイルスが持ち込まれやすい環境にあります。

鳥インフルエンザウイルスは鴨などの水鳥の腸内で増殖し、ふんが沼や湖の水を汚染し、その水をほかの野鳥等が飲みこむことにより感染がひろがります。ウイルスにはたくさんの型があり、多くは病原性がないのですが、中には鶏に高い病原性を示すものがあります。これを高病原性鳥インフルエンザウイルスといい、野鳥だけでなく、輸送箱、車、人などによっても伝播する伝染力の強い悪性の家畜伝染病の病原体です。

我が国では、家畜伝染病予防法に基づき、本病の発生時には、感染した家きんの殺処分、本病をひろげるおそれのある家きん及び物品の移動制限等の防疫対策をとることとしています。

飼養衛生管理基準のうち本病の発生予防については、特に以下のことを遵守してください。

1　防鳥ネットなどで野鳥（すずめ、カラス等）の侵入防止に努めてください。
2　ねずみ、いたち類やはえ、ごきぶり等の対策をしてください。
3　鶏の飲み水には、飲用に適したものか、消毒したものを与えてください。野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を与えないでください。
4　鶏舎の出入口に踏み込み消毒槽を設置してください。また、鶏舎の消毒に努めてください。部外者が鶏舎に近づかないよう日ごろから注意してください。
5　家きん等を導入するときは、事前に導入元の衛生状況を把握してください。
6　日ごろから鶏の病気や衛生管理についての知識を習得するように心掛けてください。
7　家きん等の日常の健康管理を徹底してください。

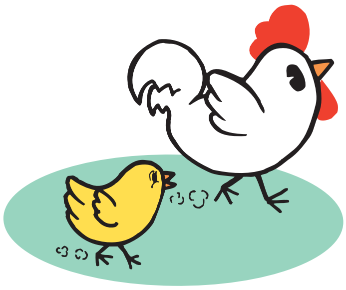

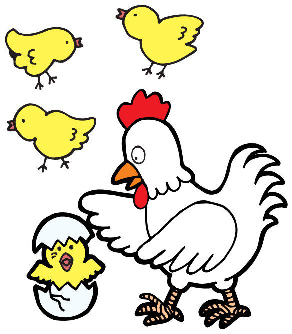

4　ニューカッスル病(ND)生ワクチンの接種について

NDの生ワクチンは１瓶1,000羽分から販売されており、獣医師を通して購入できます。生ワクチンは生きた弱毒ウイルスが入っているので、投与の際には以下のことに注意してください。

1　用法及び用量

ワクチン1,000羽分の入った瓶の中身を溶解液で溶解します。

◯点眼及び点鼻：点鼻点眼用器具により１滴（0.03ml）ずつ接種します。

◯飲水：下記の用量により溶解液を水（4のとおり）で希釈します。

鶏の日齢		４日齢	14日齢	28日齢	2カ月齢～
ワクチン1瓶を溶かす水の量	500羽分	2.5Ｌ	5Ｌ	10Ｌ	20Ｌ
	1,000羽分	5Ｌ	10Ｌ	20Ｌ	40Ｌ

2　ワクチンの取り扱い

ワクチンは直射日光・加温を避け、冷暗所で保存しましょう。家庭では冷蔵庫内（冷凍庫は不可）が最適です。有効期限・使用方法等はその都度確認してから使用しましょう。

溶解したワクチンはなるべく早く使用し、使い残りのワクチンは使用しないでください。空瓶は煮沸消毒後、捨ててください。

3　ワクチン投与に使用するバケツ等について

亜鉛メッキなどの金属バケツ、給水器等は避けてください。投与前には消毒薬は使わずに良く水洗しましょう。

4　希釈に用いる水について

水に含まれる消毒剤、塩素等はワクチンの効果を弱めてしまいます。水道水を使用する場合、煮沸後冷却してから使用するか、牛乳を１Ｌ当たり30～40mL入れてから使用すればワクチン効果の低下を妨げます。

5　ワクチン飲水投与前の注意

前日から鶏への給水を止め、喉を乾かしておくことで確実に飲水させるようにします。投与時には短時間で全羽が飲水できるように、平飼いの場合100羽なら４ヵ所に飲ませる容器を用意すればいいでしょう。

6　ワクチン効果の持続

１回目のワクチン投与４～５ヵ月後に再びワクチン投与してください（１年２～３回投与）。

7　ワクチン投与後について

投与後１ヵ月ころに抗体検査を実施し、ワクチンの効果を確かめることもできますので、家畜保健衛生所に御相談ください。

5　動物用医薬品について

動物用医薬品には、ワクチン、治療薬、消毒剤などいろいろな種類があります。必要に応じて正しく使って、鶏の健康管理に役立ててください。

使用上の注意事項

- 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用してください。
- 要指示医薬品は獣医師の指示に基づき適正に使用してください。
  ※要指示医薬品：ワクチンや抗生物質など
- 動物用医薬品を使用した場合は、記録を残しておきましょう。

残留とは

動物用医薬品や農薬が、鶏体内で分解や排せつされずに、卵や鶏肉に残ってしまうことをいいます。残留した食品は、安全の面から販売できません。

休薬期間とは

医薬品の残留を防ぐために、定められた期間です。医薬品のラベル等に、「○○日間は食用に供する目的で出荷を行わないこと」などと記載してあります。治療等を依頼した場合は、獣医師に確認してください。

消毒剤の休薬期間

消毒剤にも休薬期間が定められたものがあります。これらを鶏体に直接噴霧した場合などに適用されます。消毒剤のラベル等で、よく確認してください。

6　消毒について

病原体を減少・消滅させるには、乾燥、加熱、消毒薬の散布などの方法があります。熱や消毒薬などに対する抵抗性は、病原体の種類によって異なるので、何を消毒するのか、どんな病原体を対象とするのか、どんな飼養状況なのかなどを考えて消毒方法を選び、正しい方法で消毒を行う必要があります。

- 病原体の熱に対する抵抗力

病　原　体	死　滅　時　間
ニューカッスル病ウイルス	56℃で30分、100℃で数秒
鳥インフルエンザウイルス	60℃で５分
ひな白痢菌（サルモネラ）	58℃で30分、60℃で５分
鶏コクシジウム	湿熱60℃で30分、70℃で15分、80℃で１分 乾熱60℃で30分、80℃で５分

・消毒対象と主な消毒薬

対　　象	消　　毒　　薬
鶏　　　　舎	逆性石けん、両性石けん、アルデヒド、ハロゲン塩、次亜塩素酸ソーダ、ホルムアルデヒド（燻蒸）、消石灰
器　具　器　材	アルデヒド、逆性石けん、両性石けん、次亜塩素酸ソーダ、クレゾール石けん
踏み込み消毒槽	逆性石けん、両性石けん、クレゾール
鶏　　　　体	逆性石けん、両性石けん、ハロゲン塩
手　　　　指	ハロゲン塩（ヨウ素系）、逆性石けん、両性石けん
飲　　　　水	塩素剤、ハロゲン塩（塩素系）
鶏コクシジウムオーシスト	クレゾール石けん

※消毒薬は、動物用医薬品販売店で入手できます。商品名は販売店にお尋ねください。

消毒の手順と注意
1　清掃（鶏ふんや汚れは消毒の効果を妨げます）
2　水洗（ブラシなどを用い、鶏舎の隅や物かげに注意して）
3　乾燥（濡れた状態では、濃度がうすまり消毒薬の効果が低下します）
4　消毒薬の散布（用途にあった消毒薬を正しい濃度で十分な量を）
※鶏舎や器具への影響を考えて、強酸性や強アルカリ性は避けます。
5　乾燥

器具類はよく洗ってから、20秒以上消毒薬に浸けます。
踏み込み消毒槽の消毒液は見た目に汚れていなくとも、定期的に交換してください。

7　堆肥の管理について

鶏ふんは、肥料効果が高いので良質な堆肥となりますが、臭気等、管理や利用に当たって注意しなくてはならないこともあります。以下の点に注意して、土づくりに役立ててください。

家畜排せつ物法について

鶏を2千羽以上飼養している農家は、家畜排せつ物法の管理基準等を遵守しなくてはなりません。この基準では、鶏ふんの処理・管理施設（堆肥舎等）の床はコンクリートや防水シート等の不浸透性材料とし、屋根等（又は防水シートの覆い）を備えることとなっています。詳しくは、農業振興事務所にお尋ねください。

2千羽未満の農家であっても、環境問題の発生を防止することの重要性は同じですので、鶏ふんの野積みは行わないでください。

鶏ふんの利用に当たって

乾燥ふん：臭気が強いので、施肥したら速やかに覆土してください。
（生ふん）　未熟害の恐れがあるので、施肥後1カ月以上してから作付けしてください。
鶏ふん堆肥：安心して使用するには、最低1カ月以上堆積発酵してください。
木質混合堆肥：おがくずなどを多く含む場合は、6カ月以上堆積発酵してください。

堆肥づくりの基本

前 処 理：副資材や乾燥ふんと混ぜて水分を調整し、通気性を改善します。10L程度のバケツに詰め込まずに入れて、中身の重さが５～７kgであれば良好です。

発酵管理：定期的に切り返して、空気を補給し、水分のムラを調整します。

8　卵の表示について

我が国では、卵を生食するという食習慣があります。近年、サルモネラによる食中毒が増加傾向にありますが、原因が卵類であることも多く、対策として日付表示等が平成11年から食品衛生法で義務づけられています。

鶏の殻付き卵（パック卵）は、 次の事項を見やすい場所に記載することになっています。

1　名称
2　採卵養鶏場名又は選別包装を行った者の氏名（法人にあっては、名称）
3　採卵養鶏場の所在地又は選別包装を行った施設の所在地
4　消費期限（賞味期限）又は品質保持期限
5　購入後は冷蔵保管する必要がある旨
6　生食用である旨
7　原産地（国産又は都道府県名等：ＪＡＳ法による表示）

【表示例】

新鮮鶏卵
・賞味期限　２００７．３．３１
・保存方法／お買い上げ後は冷蔵庫（１０℃以下）で保存してください
・使用方法／生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限後は十分加熱調理してください
・調理後は早めにお召し上がりください
・販売者（採卵場）　栃木県○○○市○○丁目○○番○○号
栃木太郎（法人の場合は（有）栃木養鶏など）

（注）個人の場合は姓名を記載してください
（○○養鶏場だけでは不十分です）。
住所は、栃木県から番地まで記載してください。

家畜衛生に関するお問い合せは
県央家畜保健衛生所：宇都宮市平出工業団地６－８
TEL　028-689-1200　FAX　028-689-1279
県南家畜保健衛生所：栃木市箱森町２２－２７
TEL　0282-22-0188　FAX　0282-22-5959
県北家畜保健衛生所：那須塩原市緑２－１２－１４
TEL　0287-36-0314　FAX　0287-37-4825